

営業秘密保護実務推進研究会規約

(基本的事項)

第一条（名称）

本会は、営業秘密保護実務推進研究会（以下「本会」）と称する。

2. 本会の英語名称は、"Association for Promotion of Protection of Trade Secrets"とする。

3. 本会の略称は、APPTraS とする。

第二条（事務所）

本会は、事務所を東京都三鷹市におく。

第三条（目的）

本会では、我が国において営業秘密が法律上の保護を受けられる「合理的な管理」の実態と、「より高度な管理」としてのサイバーセキュリティ管理の望ましい姿について、持続的に研究・啓発を行う。また、営業秘密保護実務における重要かつ具体的な課題を選定し、これに特化して企業が行うべき実務（リスクアセスメント、適正管理診断、規程整備、管理策の導入と監査、人材教育、インシデント対応、証拠保全・攻撃者特定、訴訟時の対応等）を具体化する研究を、産学で行うことを目的とする。

第四条（活動）

営業秘密が法律上の保護を受けられる「合理的な管理」の実態と、「より高度な管理」としてのサイバーセキュリティ管理の望ましい姿について研究するとともに、その成果に基づき、会員企業向け等の広報・啓発及び支援活動を行う。具体的活動としては以下を実施する。

- (1) 我が国の営業秘密侵害に係る法制度や政策の啓発
- (2) 裁判例や関連情報の収集・分析・蓄積、及びこれに基づく広報・啓発活動
- (3) 企業におけるいわゆるオープン・クローズ戦略についての実態調査及び分析
- (4) 電子化された営業秘密のサイバーセキュリティ管理の実務面に係る研究、及びこれに基づく広報・啓発活動
- (5) 会員企業の個別ニーズに伴う各種支援サービスの提供（有償の場合あり）
適正管理診断、規程整備、管理策の導入と監査、人材教育、インシデント対応、証拠保全・攻撃者特定、訴訟時の対応等

(会員)

第五条（会員の種類）

本会の会員は、事務局会員、正会員、賛助会員、個人会員により構成される。

(入会・退会)

第六条（入会）

本会へ入会しようとする者は、本会が別に定める会員規約に定める申し込み手続きを行わなければならない。

第七条（退会）

本会を退会しようとする者は、本会が別に定める会員規約に定める退会の手続きを行わなければならない。

(会費)

第八条（会費）

本会においては、入会にあたっての入会費・年会費は徴収しない。

2. 分科会への参加にあたっては費用が発生することとし、費用の定めについては、会員規約及び分科会細則において定める。

(運営)

第九条（役員）

本会には、以下の役員を置く。

- 1) 会長（総会を主宰してその議長を務め、本会の活動方針を総括する。会長は代表権を有しない） 1名
 - 2) 事務局委員（事務局会議を構成し、共同して会務を執行する） 若干名
 - 3) 事務局長（対外的に本会を代表し、本会の業務を執行し、財務及び税務に関する一切の行為を行う。事務局委員を代表し、事務局会議の議長を務める） 1名
 - 4) 会計監事 1名
2. 会長は事務局委員が推薦し、総会において選任する。
 3. 事務局委員は原則として事務局委員より各1名とし、事務局委員が推薦し、総会において選任する。
 4. 事務局長は、事務局委員の互選とする。
 5. 会計監事は事務局委員が推薦し、総会において選任する。但し、会計監事は会長及び事務局委員を兼務することはできない。

第十条（任期）

役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

なお、任期途中で役員が交代する場合、前任者の任期を引き継ぐものとする。また、役員が増員された場合の任期も、他の役員の残任期間と同期間とする。

(組織)

第十一条（研究会の構成）

本会は、総会、事務局会議、分科会により構成される。

第十二条（総会）

総会は、会長、事務局会員、正会員によって構成される。

2. 会長、事務局会員、正会員は、総会においてそれぞれ一票の表決権を有する。
3. 総会は、委任状による出席を含め、表決権を持つ会長、事務局会員、正会員の過半数の出席で成立し、出席会員の過半数の賛成をもって決議を行う。賛否同数の場合は議長の決するところとする。なお、電子的な会議システムによる場合には、ログインが完了し、議長と会話できることが確認できた時をもって出席とみなす。
4. 第2項の定めにより評決権を有するものについて書面による反対がない場合、総会による決議事項につき、書面決議により代替することができる。

第十三条（総会の開催）

通常総会は毎年1回、原則として会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は次の場合に開催する。
 - 1) 事務局会議が必要と認め招集の請求をしたとき
 - 2) 正会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

第十四条（招集）

総会は、会長がこれを招集する。

2. 総会は開催日の2週間前までに、日時、場所、会議の目的事項を記載した書面（電子的手段を含む）により招集する。但し、事務局においてやむを得ぬものと認めたときは、招集期間を短縮することができる。

第十五条（議長）

総会の議長は会長がこれにあたる。会長が不在又は会長に事故のあるときは、事務局委員の中から選任された者が代行する。

第十六条（付議事項）

総会では次の事項を決議する。

- 1) 会長の選任
- 2) 活動計画及び活動報告
- 3) 収支予算及び決算
- 4) その他研究会運営に関わる重要事項

第十七条（事務局）

本会の事務を処理するために事務局を置く。

2. 事務局は、事務局会員が共同で運営するものとする。

第十八条（事務局会議）

事務局会議は、会長、事務局委員によって組織され、総会に提出される議案について審議する。また総会への付議を要しない事項についての意思決定を行う。

2. 事務局会議は随時開催する。
3. 事務局会議議長は、事務局長が務める。
4. 事務局会議は事務局長により招集され、その過半数の出席により成立する。但し、委任状による出席を含める。
5. 事務局会議の議事は出席者の過半数を持って決議する。賛否同数の場合は、議長の決するところとする。

第十九条（分科会）

会員の発案により、重要かつ具体的な個別課題に特化して、企業が行うべき営業秘密保護 実務を具体化する研究を実施するための専門分科会を設けることができる。分科会の設置は、事務局会議の承認を持って可能とする。

2. 分科会には、座長をおく。座長は事務局会議において各分科会の参加者の中から選任する。
3. 分科会には、会員の参加を認めるものとするが、参加にあたっては事務局会議の承認を得なければならない。

（財産及び会計）

第二十条（財産）

本会の財産は分科会参加費からなり、会長がこれを管理する。

第二十一条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年7月1日より翌年6月30日迄とする。

但し、会計年度の変更を行った年度に関しては、その会計年度の終了を次会計年度の前日までとする。

第二十二条（活動計画及び予算）

活動計画及び収支予算は事務局長がこれを作成し、総会の承認を受けなければならない。

第二十三条（活動報告及び決算）

事務局長は、毎会計年度終了後速やかに活動報告及び決算書類を作成し、会計監事の監査を経た後、総会の承認を受けなければならない。

（規約の変更）

第二十四条（規約変更の決議）

本規約は、事務局会議出席者の3分の2以上の賛成をもって変更することができる。

(除名)

第二十五条（除名）

事務局会議は、会員が本規約に違反したとき又は本会の名誉を毀損し、信用を著しく失墜させたときなどの正当な事由がある場合、会員規約に従い、その会員を除名することができる。

(解散)

第二十六条（解散の決議）

本会は、事務局会議出席者の3分の2以上の賛成をもって解散することができる。

第二十七条（残余財産の処分）

本会が解散した場合の残余財産の処分については、事務局会議の決議によるものとする。

(雑則)

第二十八条（細則）

本規約の施行に必要な細則は、事務局会議において別に定める。

附則

1. 本規約は平成27年12月14日より施行する。
2. 本会の発起人は、以下のものとする。（順不同）
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
株式会社グローバル・パートナーズ・テクノロジー
総合警備保障株式会社
株式会社ディアイティ
特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会
バーカー & マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)
3. この改訂に伴って2021年度の会計年度は令和3年1月1日から令和4年6月30日までとする。
4. 本規約は令和3年12月21日より施行する。

附則

1. 本規約は令和5年8月24日より施行し、改訂後の第二条は令和5年8月1日から適用する。
2. 本規約は令和8年4月1日より施行する。